

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和7年12月2日(火)			
会議時間	開会	午後1時44分	閉会	午後3時30分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 佐藤幸淑		副委員長 千葉幸男	
	委員 皆川千秋		委員 千葉誠	
	委員 猪股晃		委員 千葉栄生	
	委員 岩淵優		委員 門馬功	
	委員 小野寺道雄			
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	菊池主任主事			
紹介議員	なし			
出席説明員	今野市長公室長ほか1名、菅原総務部長ほか1名、小野寺商工労働部長ほか1名			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	所管事務調査 ・(仮称)課題解決型支援制度(案)について ・調査項目等について			
議事の経過	別紙のとおり			

総務常任委員会記録

令和7年12月2日

(開会：午後1時44分)

委員長：ただいまの出席委員は9名でございます。

全員の出席でございますので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりであります。

お諮りいたします。

本日の所管事務調査に当たり、当局から市長公室長、総務部長、商工労働部長の出席を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、議長を通じて市長公室長、総務部長、商工労働部長の出席を求めることといたします。

それでは、これより所管事務調査を行います。

(仮称)課題解決型支援制度(案)についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

今野市長公室長。

市長公室長：本日は総務常任委員会で説明をしたいということを申出したところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

座って説明をさせていただきます。

今日説明する(仮称)課題解決型支援制度の案についてであります。これにつきましては市長が令和7年10月、所信表明の際に、一関の課題解決に資する取組や活動に対する資金面などでのサポートということで申し上げたところであります。

その具体的な事業の制度設計を、今、検討しているところでありますけれども、そのことについて、本日は説明をさせていただきたいと存じます。

先ほど、12月通常会議の補正予算で若干説明をさせていただいたところであります。

事業そのものにつきましては、令和8年度から実施を予定しておりますが、令和7年度中に、事業の周知や公募を開始するため、債務負担行為、先ほど3,550万円の債務負担行為を提案させていただいたところであります。

事業の内容は、現在検討を進めているところであります。現時点での案を説明させていただきます。

資料の説明については、飯村政策企画課長から説明させますのでよろしく願います。

委員長：飯村政策企画課長。

政策企画課長：それでは、私から資料に沿いまして説明をさせていただきます。

資料1 ページ目でございます。

(仮称)課題解決型支援制度(案)についてです。

先ほど、市長公室長からも申し上げましたが、現在組立中で、現時点での案ということで御説明を申し上げたいと思います。

1つ目の制度の目的でございます。

社会が抱える課題、地域における課題などの解決に資する新しい仕事ですとか、新しい活動に取り組む法人、個人、団体などを支援して、市内におけるしごとづくり、課題の解決を図ることを目的に創設しようとする制度でございます。

2つ目の制度の種類でございます。

3つの事業で構成したいと考えております。

1つ目はしごとづくり支援金、2つ目はひと・まちづくり支援金ということで、こちらについては対象者に対するお金の支援でございます。

この2つの支援金に加えまして3つ目でございますけれども、課題解決型財産貸付ということで、こちらは市有財産の減額貸付けをイメージしているものでございます。

3つ目の実施期間と財源でございます。

先ほど実施期間を申し上げましたが、令和8年度から令和12年度までの5か年間でイメージしてございます。

なお、支援金の財源でございますけれども、企業版ふるさと納税の令和7年度分寄附金といたしまして、その寄附金を一関市まち・ひと・しごと創生基金に積み立て、令和8年度以降に取崩しを行うことでこの事業を実施しようとするものでございます。

2ページ目を御覧ください。

4番のしごとづくり支援金、それから、ひと・まちづくり支援金について概要を御説明します。

財産貸付の部分については後ほど御説明いたします。

表を御覧いただきたいと思います。

しごとづくり支援金とひと・まちづくり支援金、それぞれの区分ごとの説明が記載してございます。

まず、しごとづくり支援金の対象者でございますけれども、法人あるいは個人事業主、あるいは起業しようとする者であります。

右側のひと・まちづくり支援金の対象者は、法人、個人事業主のほか、任意団体、学校、あるいは個人のグループと想定しております。

しごとづくり支援金の対象事業でございますけれども、課題の解決に資する事業ですとか事業承継、第二創業であって新たな雇用が生じると見込まれること。

あるいは収益によって自律的な事業の継続が可能と見込まれることを対象事業と考えております。

一方、ひと・まちづくり支援金の対象事業でございますけれども、課題の解決に資する新たな事業であって、課題解決に資するサービスの供給が現時点で十分でないこと、

それから、自律的な事業の継続が見込まれる、または社会実験的に事業を実施するものであることを想定しています。

この対象事業から見て、しごとづくり支援金というのはビジネスとして成立する事業という区分けで考えておりますし、ひと・まちづくり支援金につきましては、これに準ずる事業でのすみ分けを現時点では想定しているというものです。

支援内容、1年度当たりでございますけれども、しごとづくり支援金につきましては、対象事業費上限額500万円の10分の9を上限としたいと考えておりますし、ひと・まちづくり支援金につきましては、対象事業費上限額を300万円の10分の9と考えているところです。

表の下になりますが、支援金の充当可能経費という部分になります。

しごとづくり支援金のみ充当可能としている経費につきましては、記載されてある中の、直接人件費、それから工事費、知的財産権等関連経費、マーケティング調査費、研究費でございます。双方の支援金で、充当可能となるものは、店舗事業所等の賃借料、設備費、原材料費あとは賃借料、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費等と想定しているところでございます。

なお、飲食費については両支援金とも対象外としたいと考えているところです。

3ページ目を御覧ください。

事業の選定方法でございますが、市に設置いたします審査会で行いたいと考えているところです。

次の相談・伴走という部分ですけれども、しごとづくり支援金につきましては、プロポーザル方式により決定した者による伴走支援を行いたいと考えております。

事業実施期間でございますけれども、支援金を利用することができる期間につきましては、最長で2か年度と現時点では想定しております。

事業の評価でございますけれども、事業実施者自らが課題の解決、あるいは新規創業、雇用創出などに関する目標、KPIを掲げまして、達成の度合いを自己評価することで評価をしていきたいと考えております。

また、しごとづくり支援金において、市は、ただいま提案させていただいている総合計画前期基本計画の評価指標により、その成果を審議会等において評価、公表したいと考えてございますし、ひと・まちづくり支援金につきましては、取組の波及効果を狙いまして、取組内容、結果、成果等を市のホームページで公表したいと考えているところでございます。

表の下(2)、複数年度の事業の手続ということで、最長で2か年度と先ほど御説明申し上げましたけれども、2年度目の事業につきましては、その年度の予算の範囲内で交付したいと考えております。

なお、交付は、再度、単年度ごとに申請をするというイメージでございます。

(3)の調査研究費でございます。

しごとづくり支援金におきましては、起業、事業承継、第二創業を行う前段階の調査・研究に要する経費も対象としたいと考えているところでございます。

(4)の事務手続につきましては、今後定めてまいりたいと考えているところです。

大きい5番目、課題、それから事業の例示でございますが、この事業につきましては

課題の解決に資する新しい仕事あるいは活動に取り組む方を対象としております。

課題は多岐にわたりますことから、イメージしやすいように、主な課題とその取組について、例示をさせていただいたのがこの5番目になります。

これが全てということではないというところがございます。

4ページ目を御覧ください。

主な例示が16までございますが、ここは後でお目通しをいただきたいと思いますが、例えば、子育て支援に関する部分ですとか、空き家活用、高齢者への支援、あとは、⑧になりますけれども、公共交通を補完する移動支援ですとか送迎支援、⑪では国内外に農産物等販売する事業の展開、あと⑮ですと、二地域居住向けの宿泊施設の整備など例示をしているところがございます。

以上が支援金の御説明でございました。

6番目、3つ目の事業である、課題解決型財産貸付でございます。

(1)の部分になりますけれども、この先ほど御説明申し上げました支援金の対象となった事業の実施者が、支援金と合わせて市有財産を減額して貸付けできるようにしようとするものがございます。

条例の一部改正議案につきましては、先ほど提案をさせていただいたところがございます。

(2)貸付けを希望する事業実施者につきましては、事業計画の中で、貸付けを希望する旨を申請いただきたいと考えてございます。

なお、支援事業の途中や終了後における貸付けを希望することも可と考えているところです。

(3)について、先ほど御提案申し上げました改正条例の中では、閉校校舎等の貸付けの際、審議会を設置して議論いただいていたところがございますけれども、改正条例では、市が当該校舎のある地域の住民の方々から意見を聴取することを規定したいと考えているところがございます。

5ページ目を御覧ください。

7番目、他の事業との調整の部分でございます。

これは、この制度と併用することができるか否かという考え方を示したものでございます。

(1)国の補助金等事業につきましては、国の補助金の制度の中で併用制限されていない限り、併用ができるものとしてと考えてございます。

(2)他の地方公共団体の補助金等対象事業につきましても同様で、事業制度の中で併用を制限されていない限りは、併用可と考えております。

(3)一関市の補助金等の事業でございますが、併用が想定される補助金等事業ごとに取扱いを整理したいと考えております。

(4)企業立地、設備投資につきましては、企業立地協定を締結し、立地に係る補助金等の対象となる事業はこの制度の対象としないこと、あるいは企業の設備投資に対する補助金等の対象となる事業もこの対象とはしないと考えているところです。

最後に9番目になります。

事業の公募等のスケジュールでございます。

今回、補正予算を提案させていただいてございますが、議決をいただきましたならば、下の表になります令和8年1月から2月末にかけて、支援事業の公募を実施したいと考えております。

年度内に審査、選定を行い、年度明け4月に支援金の交付決定を開始したいと考えてございます。

なお、2回目の支援事業の公募については、年度明け、4月から5月にかけて実施したいと考えているところです。

6ページ目でございますけれども、2回の事業公募により決定された事業につきましては、年度内に支援金の使途の報告、あるいはKPIによる自己評価をいただくことで考えているところでございます。

説明は以上でございます。

委員長： 当局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

発言の際は、挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いいたします。

小野寺委員。

小野寺委員： 今、説明を受けた中で確認しておきたい点等を含めて何点かお聞きいたします。

令和7年度に寄附された企業版ふるさと納税を財源として基金を設置するというのですが、基金の目標金額というものがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、今日、議会でも説明があったのだけれども、企業版ふるさと納税は、今のところ株式会社SHOEIからという話だったけれども、株式会社SHOEI以外にも何か所か、これまでの令和7年度、令和6年度でもいいですし、過去にどれくらいの納税額があったのかというところを教えてくださいたいと思います。

あと、1ページの図式があるのだけれども、上のほうでは、課題解決型支援制度は(1)、(2)、(3)となっているが、図式では支援金だけを2つ並べているのですけれども、ここに課題解決型財産貸付を制度として入れなかった理由について、どういう考え方なのかということをお伺いしたいと思います。

それから、しごとづくりと、ひと・まちづくり事業と分けて、ひと・まちづくりが1つになっているのだけれども、この辺の整理した考え方について、例えば、3ページの課題とこれに関連する事業の例示というのがあるのだけれども、①のオンライン学習サービスは、これは企業的な取組になるのではないか。

それがひとづくりなのか、それはどっちに入る組立てとして考えているのか、その辺の捉え方についてお聞きしたいと思います。

委員長： 今野市長公室長。

市長公室長： まず、令和7年度の寄附について、基金の目標金額ということでありましたけれども、基金の目標になる金額は今のところ1億円ということを想定しておりまして、これを当面、基金に設置して、説明したとおり3年程度の事業を実施したいと考えております。

地域再生計画は5年間の計画を策定しますので、2年間分不足になってしまいますので、当面3年間の事業についての財源は確保できたと考えているところです。

残り2年間分を、これから寄附を充当できればと考えているところであります。

その前に、この事業をうまく軌道に乗せて、そして事業が十分実施できるというところを確認するということが必要になると考えております。

目標については、今言ったとおり1億円については今回確保できたということでありまして、あと5年間のうちの残り2年間分を確保したいと考えております。

それから、今回の寄附における株式会社SHOEI以外の金額ということでありましたけれども、今回は株式会社SHOEIからの企業版ふるさと納税による寄附1億円を充当しているということでありまして。

それ以外の寄附については、当該年度の事業などに充当したり、あるいはこれから充当をするということになろうかと思っております。

過去の納税額については、後から飯村政策企画課長に答弁させます。

それから、貸付けの部分であります。

課題解決型財産貸付につきましては、市有財産を減額貸付けし、様々な事業実施者がその資源として使っていただけるようにしたいという考え方であります。

このフロー図につきましては、お金の流れに着目して書いておりますので、減額貸付けについては、お金の流れは基本的には貸付料としての収入に出てくることとなりますので、この流れには入っていないような想定になります。

それから、しごとづくりと、ひと・まちづくりを分けた考え方であります。

事業の実施に当たり、市長から指示を受けて、この事業を組み立てたわけですがけれども、初めは起業のしごとづくりということのスタートでありました。

その後、様々な社会課題、地域の課題があることも見据えて、社会実験的に様々な地域が抱える課題を解決することにチャレンジしていただく、あるいは議論をしていただくということも非常に重要だという観点から、ひと・まちづくりという視点での事業も併せて組み立てたところでありまして。

ただ、今現在、どのくらいのニーズがあるかというところについては、正直把握していないところがあります。

ただ、庁内の組織の中で、各部署に様々な課題を抱えていることが想定されるので、こういった課題があるかということは、情報収集をさせていただいて、関係団体などにも意見を聞いて、そして先ほど例で示したとおり、こういった課題があるというところは捉えているところであります。

この事業も、やってみないとどのくらい出てくるか分かりませんが、ただ、こういうものを用意することによって、様々な議論を起こして、きっかけづくりにしたいという考え方も持っているところであります。

委員長：飯村政策企画課長。

政策企画課長：令和6年度の部分で御説明申し上げます。

この企業版ふるさと納税につきましては、令和6年度、12件、12事業所から寄附をい

ただいまして、総額は2億4,292万1,000円ほどでございます。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：最後の分の答弁がもらえなかったので、3ページのところで、課題の例示①について、しごとづくりに入るのか、ひと・まちづくりに入るのか、どちらなのか確認したい。

委員長：今野市長公室長。

市長公室長：これはあくまでも例示ではありますけれども、しごとづくりと、ひと・まちづくりの違いというのは、限度額が違っているということになりますし、あと対象者について違いがあります。

そこで、このオンライン学習サービスという例を取れば、オンライン学習サービスを有料で、収益を上げながら、自律した事業として実施しようとする場合については起業に該当すると思いますし、これをある程度ボランティアのようにやっという考え方を持っていれば、ひと・まちづくりに該当するかと思いますので、事業を実施しようとする方の選択によってくると考えているところであります。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：いずれ、企業版ふるさと納税は、単年度1億円を限度にして継続的に何か年か実施するという組立てになっているのですけれども、それ以外の企業版ふるさと納税の納税額というのは、何の基金に入っているのでしょうか。

委員長：飯村政策企画課長。

政策企画課長：先ほど申しあげました令和6年度の実績、2億4,000万円ほどでございますが、その2億4,000万円につきましては、基金に繰り入れるということはず、その年度で行った事業に充当しているという取扱いになります。

したがって、令和7年度の、今回補正予算で提案させていただいた部分につきましても、株式会社SHOEIからの1億円については基金に入れると。

それ以外で頂いたふるさと納税については、当該年度の事業の財源として充当するという考え方でおります。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：企業版ふるさと納税以外に一般的ふるさと納税があるのだけれども、使い分けしているというか、事業目的に応じて、たしか基金か何かに積み立てているはずと思いますが、その辺の考え方についてお聞きします。

委員長：飯村政策企画課長。

政策企画課長：企業版ふるさと納税につきましては、市で計画を定めてございます地域再生計画がございます。

地域再生計画は、まちづくり、ひとづくり、しごとづくり、そういった事業に充当する場合に、基金を集めることができるというとおかしいのですけれども、そういった計画になってございます。

集めたお金をどうするのか、どう使うのかということが先ほど申し上げました、まち・ひと・しごとの事業ということなのですけれども、そういった事業に充当するために、企業からふるさと納税を集めているという仕組みになっているところでございます。

委員長：菅原総務部長。

総務部長：企業版ふるさと納税以外の、いわゆるふるさと納税、ふるさと応援寄附についてであります。それにつきましても頂いたものについては基金に積立てをいたしまして、規則で充当できる事業というのを定めておりますので、規則で定める事業の財源として充当するという運用をしております。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：一般のふるさと納税については、一旦基金か何かに入れて、目的に応じて予算で使っているという組立てになっている。

企業版ふるさと納税の1億円については今回、こういう基金として設置して使っていくと。

そしてそれ以外の分については、当該年度の事業に充当するように予算化しているという話で、分かりました。

委員長：千葉栄生委員。

千葉(栄)委員：私からも2点ほど質問させていただきます。

まずもって、企業版ふるさと納税の令和7年度分を活用して、令和8年度から実施していくという説明がありましたけれども、今後、令和7年度以降も企業版ふるさと納税があると思われるのですが、その活用方法も、今後この中で進めていきたいという考えがあるのかどうかと、もう一点は、事業選定の方法の中で、市に設置する審査会で行うという説明がありましたけれども、その審査委員の選定方法はどのように考えているのかお伺いいたします。

委員長：今野市長公室長。

市長公室長：まず、企業版ふるさと納税の活用方法でありますけれども、基本的には寄附をいた

だいた企業が、地域再生計画に定める用途、事業の趣旨を選んで寄附をしていただくということになりますので、今回の1億円についても株式会社SHOEIの御了解を得て、こういう課題解決の事業に充当していくという理解を得ているところでありますので、今回新たに行う事業に賛同をいただける場合は、企業の理解をいただいた上で、基金に積んだ上で、事業に充てられればと考えています。

ただ、当面は1億円の中で、そのうちの3,550万円を令和8年度に事業化したいという考えですので、その先、事業がうまく軌道に乗れば5年間の事業を実施したいと考えているところでありますので、企業の御意向も必要ということになります。

それから、審査会の考え方でありますけれども、しごとづくり、それから、ひと・まちづくりという2つの区分に分けておりますので、それぞれに合った審査会を設置したいと考えております。

審査会につきましては、それぞれ民間の方を含めた形で想定しておりまして、それぞれの知識、経験、知見を持った方を構成員としてお招きしたいと考えております。

委員長：千葉栄生委員。

千葉(栄)委員：まず1点目の企業版ふるさと納税の今後の活用というところで、やはり企業に、この事業に賛同してもらえんということが大前提にはなるわけですが、それは行政として企業に対してのアピールが必要だと私は考えますので、今回初めてやることなので、なかなか見通しが立たないというところはあるとは思いますが、この説明を聞く限り、ひと・まちづくりの支援金、あと起業関係の支援金もあるわけですが、自治会と地域協働体も活用できるような事業というところで、様々な、それこそ有害獣対策なり、ひとづくりのところでも活用できるのではないかと、面白い事業であると思っておりますから、ぜひ今後も継続して、この事業が続けられるように企業に働きかけをしていただきたいと思っております。

2点目の審査会のところなのですが、2つの審査会を持つような説明があったと思いますが、1つは民間、そうするともう一つはどのような審査委員の構成を考えているのか。

今考えていることがあればお伺いいたします。

委員長：今野市長公室長。

市長公室長：先ほど答弁申し上げたのは、両方同じ考え方で2つ、しごとづくり、それから、ひと・まちづくりについて別々の審査会を2つ設置したいと考えておりますし、それぞれの構成員については、しごとづくりについては、起業とか、融資とか、あるいは会社の経営とか、そういったことに詳しい方に参画していただきたいと考えておりますし、ひと・まちづくりについては、市内で様々な活動をされている方、社会課題に詳しい方、そういった方々を委員として参画をお願いしたいと考えております。

委員長：千葉栄生委員。

千葉(栄)委員：最後に審査会のところですが、人数的にはどのぐらいの人数を想定されているのか、お伺いいたします。

委員長：今野市長公室長。

市長公室長：これからということになります。

委員長：門馬委員。

門馬委員：再確認ですけれども、今回は1億円で基金をつくるということで、3か年度分は確保したということです。令和8年度分は3,550万円ということで、大体3年間で割れば3,000万円程度の見込みでやっていくと思いますけれども、この3,550万円の想定している内訳のようなものがもしあればお伺いしたいと思いますし、あと、3ページの相談伴走というのがありますけれども、プロポーザル方式により決定した者による伴走支援を行うと書いてありますが、これは具体的にどういった内容なのでしょうか。

委員長：今野市長公室長。

市長公室長：3,550万円の内訳になりますけれども、今、令和8年度の当初予算の編成をしている状況になりますから、これは確定したものではなくて、要求ベースのものになります。しごとづくり支援金として1,800万円、ひと・まちづくり支援金として1,080万円、伴走支援委託料として360万円、事務費として310万円、合計3,550万円を今想定しているところであります。

それから、伴走支援でありましたけれども、伴走支援につきましては、起業をする場合の会社の登記、それから様々な税金のことであったり、あるいは運営のこと、資金繰りのこと、融資を受けること、事業をする際に留意しなければならないことなど様々な課題をクリアしていく必要がありますから、実際にそういったコンサルティングを行う会社などがございますので、そういった会社の支援を受けたいという考えであります。

また、金融機関でありますと様々な会社の伴走を行っている例がございますので、金融機関からの協力も得たいと考えています。

そういった伴走支援として、市が用意する部分で紹介して、起業をしたいという方の相談に乗っていただく会社、これを委託として用意したいという考え方です。

委員長：猪股委員。

猪股委員：2点ほど確認したいと思います。

まず1点目は、予算化のプロセスのお話なのですが、今回、補正予算でこの事業のPRというか、やりたいということが出てきたのですけれども、私たちは今聞いたから分かりますけれども、ほかの議員たちが、議場での説明を聞いて、何の事業なのか分からないまま予算を採決することになりかねないのではないかと考えています。

もちろん、ここでの情報というのは共有することも含めて、議会の仕組みとしてあるのですけれども、本来は案ではなくて、やることを前提として補正予算が出てくるべきだと私は感じます。

採決するための材料不足が否めないと思っております。

なので、今回の補正予算案が最初に出てきて、内容が後から、まだ決まっていない案という形で出されるということについて、予算編成のプロセスをどのように考えているのかというのがまず1点です。

それから、もう1点は前向きな話で、私はこの事業をいいと思っています。

いいと思っておりますが、他の事業との調整という部分で、特に事業承継という部分では、先ほどの伴走的な事業支援ということもあるのですけれども、要は人材をどう集められるかというところがネックになってくると思います。

自分で起業する分はいいのですけれども、他の人材を当てて事業承継したいと。

私は、前から地域おこし協力隊のお話はしているのですけれども、もしかすればこちらが使い勝手がいいと思うところもあります。では、どうやって人材を集めるのか。

なかなかしんどいと思っておりますので、その他の事業との調整という部分で人材をどう集めてくるのかという部分での支援なり、そのほかの事業との連携なりについても、何がしかのシミュレーションというか、想定をした中で事業を組み立てられるともっといい事業になるのではないと思ったところがありましたので、この2点を確認したいと思っております。

委員長：今野市長公室長。

市長公室長：予算化のプロセスという御質問をいただいたわけですが、今回の予算につきましても、基本的には令和8年度の当初予算の審議をしていただくためのプロセスを経ているということでもあります。

今回、債務負担行為で、令和8年度の当初予算にこれを確実に債務保証的に持っていていただくという議決を求めようとするものでありますので、スピード感からすればこのプロセスというのは適切な方法ではないかと考えているところであります。

私どもが指示を受けているのは、当初予算を中心に考えるわけですが、補正予算もためらいなく実施しながら、適時議決を得て、そして事業をスピーディーに行っていくという考え方の中で、今回、債務負担行為をお願いしたところであります。

事業について案でお示ししましたが、まずはこの案と、それから事業実施、これ自体が社会実験的にやっていくという目的のものでありますので、実施しながらこの制度についても、改善すべき点は改善しながら、行っていきたいという考え方のものであります。

それから人材につきましては、ここに書いてあるのは市民というのは一言も言っていないで、どなたでもというのが基本的な考え方になります。

ただ、事業の実施には市内への効果が必要になってきますから、審査の中でどれだけの効果が見込まれるかというのは、具体的な採択の審査の中でやっていくことになろうかと思っております。

この事業ですけれども、一関市に関心を持っていただいて何かを実現しようとするマインドを育成、醸成していきたいという考え方でありますので、実施しながら、この事業の制度、実施方法なども随時修正していきたいと考えているところであります。

案としてお示しして、確定ではないところでの説明だったというのは、申し訳ないのですけれども、これから精査して、1月から2月に募集するまでには、きちんとしたものを精査していきたいと考えています。

それから、地域おこし協力隊のお話をいただきました。

地域おこし協力隊については、事業あるいは起業に係る経費として100万円の資金を使用できるという国の制度を担っています。

地域おこし協力隊の100万円と、この課題解決型支援制度については、基本的には併用可能として、事業を進めていこうと考えているところであります。

委員長：猪股委員。

猪股委員：1つ目の質疑なのですけれども、それは市の理由であって、こちら側に立った話ではなくて、そちらとしての理由だけの話であると私は認識します。

そちら側の理由と、こちらの思いとは違うのではないかと思うところがあるというのが私の感想です。

それから、2つ目の他の事業との調整というのは、私が聞きたかったのは、事業をやるに当たって人材育成が一番難しいところなのではないかと。

自分が行う分はいいのですけれども、直接自分たちが手を出すのではなくて、誰か人材を確保して事業に取り組むという場合に、単独で市外から人材を確保するというのは非常に難しい話なのではないかと思っていて、人材がもともとあって取り組むのであればいいかとは思いますが、そういう意味で地域おこし協力隊であれば、対外的に市外の方々に多くPRできるのですけれども、この場合は、人材の確保そのものを含めて、事業主体が行うのが基本だということになると、かなり難しくなってくると思うところがあったので、もちろん、いろいろな宣伝手法はあるかと思うのですけれども、何か市としてPRするというか、事業採択を受けて人材育成、人材募集という部分をPRする仕組みがあってもいいのではないかと思ってお聞きしたところでございました。

もし、コメント等があればお願いします。

委員長：今野市長公室長。

市長公室長：今回、補正予算で提案させていただいているのは、債務負担行為のほかに、当該年度の予算で金額は40万円の事業費をお願いしていたところであります。

そのうち、一般業務委託料として30万円ですけれども、伴走相談を行える事業者にお願ひして、相談業務をしていただくという考え方であります。

人材育成というお話がありましたけれども、先ほど申し上げたとおり、相談を受けてどうようにしていったらいいかというアドバイスをさせていただく、伴走をさせていただくことによって、育成につながればいいと考えているところであります。

また、既に、起業に関しては、学生のチャレンジができるような制度も用意しておりますし、起業をされる方については、相談業務、それから様々なセミナーなどを開催して、そういった人材育成にも努めているところであります。

こういった制度を立ち上げることによって、先ほど申し上げましたとおり、一関市の課題を解決するためのマインドを育成できればと考えておりますので、これが大きなきっかけになってくれればと考えているということでもあります。

委員長：猪股委員。

猪股委員：私が聞いたこととは微妙にニュアンスが違う回答なのですが、私はPRというか、人材育成とか、人材を募集するという部分で行政体として何か支援できる場所があるでしょうからその辺を検討してもらえませんかというお話をしたのであって、人材育成という部分はあまり論点にした話ではなかったもので、そういうことを聞いておりましたということで今後の検討の中で、対応をお願いしたいと思っております。

以上です。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：何点かお聞きしたいのですが、まず令和8年度から令和12年度の5か年ですということですが、これはもう決定なのかどうかというのが一つ。

それから、事業については、最長2か年度ですというのがありました。

これも、案なのか、決定なのか、これからなのでしょうけれどもそこをお聞きしたいのと、それから、今ある一関市の補助金等事業との整理をしますと書いていました。

整理というのは、統合するのかとか、今ある事業をやめるのかとか、整理のその意味合いをお聞きしたいと思います。

それから、事業評価についてはKPIによる自己評価ですということでもありますけれども、あくまでも自己評価、ではそのKPIの中身、評価基準と言いますか、そこについてはどのように考えて、事業主と言いますか、事業実施をするところで勝手にKPIを決めてやっていいのかどうかということも教えていただきたいです。

それから、財源は企業版ふるさと納税ですということでもありますけれども、企業版ふるさと納税は、安定しているようなしていないような不安定感もあるのだろうと。

万が一のときは独自財源でやっていきますかということ。

それから最後に、社会実験的な内容、そういう事業ですということをおっしゃいましたけれども、社会実験であるならば、どのタイミングでどのように、やった事業を評価していこうとしているのか。

それについてお聞きしたいと思います。

委員長：今野市長公室長。

市長公室長：まず、5か年の事業で申し上げましたけれども、地域再生計画を策定して、これを

内閣府に提出しまして、内閣総理大臣の認定を受けなければならないというものになります。

地域再生計画が5年ということになりますので、5年で組立てをしました。

一方、企業版ふるさと納税の制度というのは、今、認められているのは2年ということになっています。

これは税制調査会で審議されて、取りあえず今決まっているのは、当面2年間の企業版ふるさと納税制度は維持されるということが示されていますので、ここのギャップが実はあります。

なので、これを将来的にずっと5年間実施しますとは今時点では申し上げられないというのが現状になります。

それから、他の補助金、補助事業との整理ということでもありますけれども、この整理ということの考え方というのは、併用が可能かどうかの整理という考え方での表現でありますので、他の補助制度については、基本的には、課題解決支援制度を導入することによって変更することは考えていないところであります。

ただ、両方の申請があったときに、両方の補助金を充当できるかどうかという整理が必要になってくることはあるかと思えます。

それから、KPIということで、自己評価を基本とするということなのですが、この基本的な考え方なのですが、先ほど申し上げましたとおり、資金面などでサポートということで、施政方針で市長から申し上げたところであります。

ですから、基本的には資金提供をするという考え方でもって、今回の事業は組み立てていますので、従来の補助金の制度とは若干考え方を異にしているということでもあります。

ですから、研究開発、マーケティングなどにも資金を提供しますという考え方を持っているわけですが、非常に難しいところでもありますけれども、従来の補助金のおり、全部、何かの実績を出さなければならないかというところや、自由に使っていたことを基本にしながらも、成果はきちんと評価しなければならないという、そこが整理しきれていないところではあるのですが、今のところ、目標は立てていただいて、そして自己評価をしていただいて、それを公表していくということでもって、1つの成果として事業を評価していきたいということになります。

最後に、どのタイミングで評価をするのかということでありましたけれども、これは単年度で評価をしていく必要があると考えております。

それから、企業版ふるさと納税の財源がなくなった場合についてでありますけれども、その辺はまだ決めていないところでありますので、今回、企業版ふるさと納税の1億円を財源にしている、当面、一般財源を投入するという考え方ではなく、企業版ふるさと納税で、できるだけ企業の御理解をいただきながら課題解決を図っていきたいという考え方を持っています。

それがなくなったときにどうするかというのは、今のところ決まっていないということでもあります。

事業年度を最長で2か年度とすることで今回説明させていただきましたけれども、この事業計画、実施までの期間というのが、先ほど申し上げましたとおり、調査研究とか

マーケティングとか、そういった期間がある程度必要になってくるのが想定されますので、計画して事業を実施するまでの間、2か年程度必要になってくることを想定しているということでもあります。

また、今回、債務負担行為ということで、募集の開始をできるだけ早くにして、来年度の年度末までの期間をできるだけ多く取りたいということを考えています。

ですから、課題を抽出した際に、事業化するまでに相当の期間が必要になってくるかと思っておりますので、そういった期間をできるだけ長く取りたいという考え方に基づくものです。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：今、今野市長公室長から、国の地域再生計画がベースと言いますか、あるということでもありますけれども、この中身からいったら課題は尽きないと思います。

5年で終わって、6年目から一関の課題はなくなりますかというのは、私はあり得ないと思いますので、5年間の社会実験だということであれば、そこでしっかりやった結果を評価して、次につなぐ6年目、7年目、要するにずっとやっていくと言いますか、そういうことも想定しつつ、何か評価をしていくと言いますか、見ていくと言いますか、そういうことも考え方に入れていただいて、国はいつも短期間で5年とか3年とかで終わって、あとは事業がなくなったりしますので、ある意味そちらも不安定だと思うのです。

ですから、市として、本当にこれをきっかけに、私たち市民だけではなくて、市側も絶好のチャンスだと捉えて、ぜひしっかり取り組んでもらいたいという思いがあります。

この制度設計の中には、若い職員の方々も入っていらっしゃると思います。

30年後、50年後を想定して、こういうのが必要だと考えていただきたいのが一つと、それから当然、女性職員の方々の視点も入れつつ、制度設計をしっかりやってもらいたいという希望でありますので、よろしく願いをしたいと思っております。

委員長：千葉幸男委員。

千葉(幸)委員：やらないよりはいいと私は思います。

そう思うのだけれども、市長が、しごとづくり、ひと・まちづくりと言っている。

その一つの事業として組み立ててみなさいと言ったのでしょいうが、例えば、500万円、400万円でこういう起業をして新たな事業に挑戦するという、そういうニーズというか、その受皿、この事業を組み立てるに当たり最初の予測というか、役所の中で全て考えたのか、それとも、どこかから何か知恵をもらって組み立てたのか、その辺を聞きたい。

委員長：今野市長公室長。

市長公室長：どこからかの知恵かということについては、市長からの指示でしたので、その辺の背景までは聞いていないところでもありますけれども、地方創生2.0ということで、地方

創生についての国の様々な支援メニューですとか、あるいはこういった起業に関する補助制度というのは、様々な用意されているところであります。

そういったものを考えると、地方創生というワードの中で、様々なものを考えたというところだろうと考えているところであります。

また、これは市長の任期2年目の冒頭の所信表明で申し上げたところでありますから、選挙を経る中で考えついたものと解釈していました。

委員長：千葉幸男委員。

千葉(幸)委員：なかなか、分かるような分からないような話なのだけれども、今も空き家対策とか、新規起業とか、非常にいろいろな支援制度がある中で、5年間でこの1億円、単純に計算すれば、500万円ですと20社とか20事業体。

それが本当に一関市の現状の中で受けてくれる、やってくれる、そういうニーズというか、そういうのがあるのだろうという予想は立てられたのですか。

委員長：今野市長公室長。

市長公室長：初めに、この事業について指示を受けた際に、やはり一ノ関駅東口の工場跡地の企業の進出意向であったり、そこで様々な事業をしたいというところの提案や意見、あるいは市外の起業家集団の方、それから一関工業高等専門学校のローカルスタートアップであったり、学生起業家集団であったりと、様々な場で意見交換をする機会があるわけでありまして。

そういった中で、やはりああいった資源がありますから、そこで、活躍できる人材、これをぜひ育成したいということも1つのきっかけであったということは聞いているところであります。

それからもう一点は、従来の補助金の制度というのは、使い勝手の問題も実はありまして、企業というのは資金を消化するのが企業ではなくて、その資金でもってそれを増やしていくのが企業になりますから、昇華型の従来の補助金と、業を運営していくという考え方が違うという助言も受けているところでありますので、できるだけ資金提供的な考え方、資金を提供するのでそれを手元にして事業を行えるような考え方、これは従来の市の補助制度にはないわけですけども、そういったものをできるだけつくってきたいという考え方です。

ですから、企業版ふるさと納税という市民の方の税金とは性質の違うものを使わせていただいて、企業の御理解を得てこれを今回財源にして、市内で様々な課題を解決するための事業として生かしていきたいという考え方があったというところは聞いています。

委員長：千葉幸男委員。

千葉(幸)委員：一步踏み込んだ前向きに捉えた事業だとは解釈します。

これを進める上で、2つぐらい気になるのは、申請する事務処理、例えば、個人事業

主がこの事業を申請する際の手続が煩雑にならないこと。

あれも持ってきてください、これも持ってきてくださいという、事業計画にそんな時間を費やしたりして、面倒くさいのはやらないから、500万円をもらうのにこんなに面倒くさいことがあるのかという従来の役所的な事務処理でないことを願います。

それから、商工労働部と市長公室、2つの部署がやる。

さっき言ったように、500万円で20件。

いずれ、それなりの人をきちんと貼り付けて、お金を出すからやってくださいと外部の伴走型の会社に頼んでというようなことでは、なかなか成果は出てこないと思います。

だから、担当になる職員が本気になってやるかやらないかということになってくるのだと思います。

やはり、事業を組み立てていくとなれば、人が一番大切になってくる。

本気になってこの事業を進めていくという、そういう人を配置できるかどうか。

委員長：今野市長公室長。

市長公室長：人の配置については、私からはなかなか申し上げられるところはないわけですが、そのとおりでありまして、やはりどれだけ相談に乗って様々な助言ができるかということが非常に大事だと考えているところでもあります。

それで、我々公務員になりますと、ひと・まちづくりについては、いろいろ相談に乗ることは可能でありますし、様々な人を紹介したり、あるいは団体を紹介したりということはできるかと思いますが、起業についてはなかなか不得意なところでもありますので、その部分だけはやはり委託でもって、専門的な助言をしていただくことが必要だということで、今回、伴走支援の委託料もお願いしているところでもあります。

あと、仕組みとして入れているのは、資料の中にもありますけれども、ひと・まちづくりについては、一旦、担当部署それぞれ課題を担当している部署というのがあるかと思えます。

行政の所管でない部分もあるので、必ずピタッと当てはまるものではないかと思えますけれども、担当部署において事前相談をしていただくことを1つ仕組みとして入れております。

全庁的にそういう相談があった場合については、それぞれの本庁、支所限らず、相談に乗る体制を全庁的に整えたいと考えておりますので、そこで、親身になって相談に乗れるように職員を上げて取り組んでいきたいという考え方です。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：せっかくここまで議論したのだから、ここで聞いておきたいと思っているのですが、現在、一関で地域再生計画をつくっている。

その中に、この企業版ふるさと納税の事業の対象になる事業があったのか、それともさっき佐藤市長がちらっと言ったのだけれども、これから認定を変更して認定を受ける

ので対象となる事業を組み立てるのとか、その辺の状況について確認しておきたい。

委員長：飯村政策企画課長。

政策企画課長：この企業版ふるさと納税を活用して、何かしら事業を展開するという部分については、地域再生計画に言い続けていまして、地域再生計画の中では、それこそまち・ひと・しごとというもの、そういったものの事業に充当して行いますよという位置づけをしています。

したがって、現計画でも使うことは可能なのですが、この地域再生計画が令和7年度までの計画になっていましたので、今度、令和8年度以降、令和12年までの新たな5年計画を策定することになります。

基本的には、今まで掲載している活用する事業というか、そういったものは継続しつつ、何かしら新たな仕組み、あるいは考え方等があればそれを加えてまた、地域再生計画をつくっていくことになります。

委員長：そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、以上で、(仮称)課題解決型支援制度(案)についての調査を終わります。部長をはじめ、職員の皆さんお忙しいところ大変ありがとうございました。職員退席のため暫時休憩します。

(休憩 15:02~15:07)

委員長：それでは再開します。
次に、調査項目等についてを議題とします。
初めに事務局より説明させます。
菊池書記。

書記：前回の委員会では、当委員会においても調査項目を定めて調査することとし、委員の皆様から2項目を上限に調査項目を御提出いただき、次回の委員会で協議することとしておりました。

皆様から御提出いただいた調査項目について、担当部ごと類似項目ごとにまとめ、一覧にしたものをタブレットに掲載しておりますので、協議をお願いいたします。

委員長：ただいま書記から説明がありました。
本日の進め方についてお諮りします。
お手元の資料に、皆様方から御提案をいただきました調査項目を載せてあります。
その中でも、担当部が一緒というものをまとめさせていただいているのを確認できる

かと思えます。

この内容を一つ一つ御説明をいただくと、時間も大分かかってしまうと思いますので、もう皆様方もお目通しいただいていると思うのですが、各自で見いただければと思います。

この後、休憩を取ってから、その後の調査方法などをどうするかということをお客様方と意見交換したいと思いますので、そのように進めることで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、一旦休憩いたします。

(休憩 15 : 09～15 : 20)

委員長 : 再開します。

それでは、意見の発表をお願いいたします。

千葉栄生委員。

千葉(栄)委員 : 私からは説明、今後の進め方というところで、提案させていただきます。

皆さんから出されたテーマで、やはり共通しているテーマもありますので、そこを整理しながらまとめて、皆さんからまた再度提案していただくという形を取って、あとはその後、担当課から説明を受けて、具体的に絞り込んで政策提言につなげる取り組みにしていく流れはいかがでしょうか。

委員長 : ただいま千葉栄生委員より、まとめられるところはまとめて、そして担当部局で説明を受けた中で今後進めていくという御意見がございました。

ほかにございますか。

千葉栄生委員。

千葉(栄)委員 : その取りまとめは正副委員長にお任せしますので、よろしく願いいたします。

委員長 : ほかに御意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 : それでは、提出いただいた調査項目については、項目の整理そして今後の進め方などの調整を、正副委員長に御一任いただきまして、今後の委員会で皆様方に確認をしていただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 : それでは、そのように決定いたします。
以上で、調査項目等についての本日の協議を終わります。
次に、その他に入ります。
次の委員会の開催について協議いたします。
暫時休憩します。

(休憩 15 : 22～15 : 23)

委員長 : 再開します。
次回の委員会については、12月12日、金曜日、本会議終了後から所管事務調査を行いたいと思います。
なお、調査に当たり当局から総務部長の出席を求めることといたします。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。
議長を通じて、当局の出席を求めることにいたします。
以上で、その他の協議を終わります。
本日予定した案件は以上ですが、皆様からほかに何かありますか。
猪股委員。

猪股委員 : さっき課題解決型支援制度について、所管事務調査をしたのですけれども、私たちは分かったからいいのだけれども、ほかの議員はまず分からない。
端的な話、中身が分からないのに補正予算に賛成してほしいという話です。
今日の資料だけでいいので早速シェアできるように流していただきたい。

委員長 : 休憩します。

(休憩 15 : 24～15 : 25)

委員長 : 再開します。
ただいま猪股委員より本日の所管事務調査の(仮称)課題解決型支援制度(案)について本日の情報共有として、各議員に資料の提供をお願いされたいということの御意見がございました。
これは総務常任委員会としての意見と受け止め、早速手続に入らせていただきたいと思えます。
よろしいでしょうか。
小野寺委員。

小野寺委員：他の常任委員会でも議案についていろいろ事前に説明を受けているわけなので、それと統一したほうがいいのではないか。

個別に委員会ごと、総務だけやるのではなくて、全体を共有するために、事前に説明を受けた内容についてどういう形でいくのか。

今言ったように、それぞれ常任委員会の資料を確認してくださいと流すのか。

委員長：休憩します。

(休憩 15 : 26 ~ 15 : 29)

委員長：再開します。

ただいま小野寺委員より、やはりほかの常任委員会単位でも情報共有が必要なのではという御意見がございました。

そちらに関しましては、ほかの常任委員長の意見を取り入れながら、後日、私から議会運営委員長に話をしていきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

(「はい」 の声あり)

委員長：そのほかございますか。

(「なし」 の声あり)

委員長：ほかにないようであれば、以上で本日の委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでございました。

(閉会 : 午後 3 時 30 分)